

付帯メニュー約款 申込特典

(セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン)

2021年10月1日実施

目 次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件等	3
4	ポイント還元の内容	4
5	新規申込割の内容	4
6	新規申込割の不適用	4
7	新規申込割の約款の変更および廃止	4

付帯メニュー約款 申込特典（セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン）（以下「本約款」といいます。）は、サミットエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）の電気供給約款、セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン約款（以下「加盟店プラン約款」といいます。）にもとづき計算される電気料金の一部を、nanacoポイントで還元する際の取扱いを定めたものです。本約款で定める付帯メニュー（以下「新規申込割」といいます。）は、一定の条件を満たした場合に限り適用されるメニューです。

1 実施期日

本約款は、2021年 10月 1日より実施します。

2 定義

電気供給約款および加盟店プラン約款に定義される言葉は、本約款においても同様の意味で使用します。

3 適用条件等

- (1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - (イ) 加盟店プランを申込み、同一の需要場所において電気を供給開始した日から起算して6ヶ月後に属する月の月末日時点で、お客さまが当社の加盟店プラン約款 1（適用）（1）に定める条件を満たしていること。
 - (ロ) 新たに当社のセブン-イレブン加盟店共済会会員プラン（以下「加盟店プラン」といいます。）に係る電気需給契約の申込み（当社の他の契約プランをご契約中のお客さまが、加盟店プランに変更した場合を含みます。）を当社所定の方法で行うこと。
 - (ハ) 加盟店プランを申込み、電気を供給開始した日から起算して6ヶ月後の月末日時点で契約を継続していること。
 - (ニ) 加盟店プランを申込み、電気を供給開始した日から起算して6ヶ月後の月末日時点で電気料金の未払いがないこと。
 - (ホ) 同一の需要場所において、同一のお客さまが本約款で定める「新規申込割」の適用を受けていないこと。
- (2) (1) にかかわらず、本約款で定めるもの以外の特別割引メニューの適用を受けている場合、または不正な申込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4 ポイント還元の内容

- (1) 「新規申込割」のポイント還元の内容は、以下のとおりとします。
 - (イ) 原則として、電気需給契約のお申込み時にお客さまが選択された契約メニュー・契約容量に基づく基本料金（税込）または最低料金（税込）とします。ただし、お客さまが誤って選択され電気需給契約が成立しなかった場合には、お客さままたは当社により正しいものに訂正した後、電気需給契約が成立した際の基本料金（税込）または最低料金（税込）とします。
- (2) (1) (イ) に基づく内容の変更にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行わないこととします。

5 新規申込割の内容

当社は、3（適用条件等）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下の通りnanacoポイントを還元します。

- (1) 3（適用条件等）(1) (ハ) の時点において電気を継続して使用していた場合、原則として、供給開始日から8ヶ月を目途に以下(2)を適用します。
- (2) 4（ポイント還元の内容）(1)に定める基本料金（税込）または最低料金（税込）2ヶ月分のnanacoポイントを、需給契約の申込み時にご登録いただいたnanaco番号、またはお申込み後に変更いただいた場合には変更後のnanaco番号に付与します。なお、2ヶ月分のnanacoポイントにおいて1円未満の端数が生じた場合、1円未満は切り捨てるものとします。
- (3) お客さまが登録されたnanaco番号の不備等により、nanaco番号の有効性確認において無効であることが確認され、当社所定の期間内にポイント還元を行えなかった場合には、ポイントを受領する権利が失効・削除されることがあります。

6 新規申込割の不適用

当社は、電気を供給した日から起算して6ヶ月後に属する月の月末日時点において、以下のいずれかに該当する場合には、「新規申込割」を不適用とします。

- (1) お客さまからの申出または電気供給約款34（解約等）により解約していた場合
- (2) 3（適用条件等）(1)に定める条件を満たさない場合

7 新規申込割の約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本約款を変更する場合には、電気供給約款 2(供給約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を本約款が適用となるプランの

専用サイトに掲載します。

- (3) 本約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（供給約款の変更）(2)に準じます。